

答申第 936 号

諮問第 1621 号

件名：特定の学校法人に係る平成 25 年度から平成 28 年度までの決算書のうち
資金収支計算書、事業活動収支計算書（消費収支計算書）及び貸借対照
表の一部開示決定に関する件（第三者審査請求）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「学校法人 A に係る平成 25 年度から平成 28 年度までの決算書のうち資金収支計算書、事業活動収支計算書（消費収支計算書）及び貸借対照表（資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表（消費収支内訳表）を含む。）」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において開示することとし、審査請求の対象となった資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表（消費収支内訳表）の大科目名及び当該科目に係る金額並びに補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額を開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、開示請求者が平成 31 年 4 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して令和元年 12 月 10 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件行政文書のうち、学校別内訳表の不開示を求めるものである。

知事は、本件行政文書に第三者である審査請求人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、審査請求人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、令和元年 12 月 10 日付けで、審査請求人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件審査請求が提起されたものである。

なお、本件審査請求の提起とともに、本件行政文書の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件行政文書の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び審査請求人に対し、令和 2 年 1 月 16 日付けで、本件審査請求に係る裁決に至るまで本件行政文書の開示を停止する旨の通知をした。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

条例第 18 号第 1 号は、法令の規定に基づき閲覧することができる場合には条例の規定は適用しないと規定している。

私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 47 条第 2 項は、学校法人は、「利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」と規定しているので、貸借対照表等の計算書類の「閲覧請求」があった場合には、条例ではなく、私立学校法が適用されることとなる。

私立学校法が適用される場合、請求は利害関係人に限られ、学校法人は、正当理由があれば閲覧請求を拒みうる。

閲覧請求ではなく、「写しの交付請求」があった場合には私立学校法の規定がないので、条例が適用されることとなるが、条例が適用される場合には、学校法人は、どのような者が、どのような目的で開示請求をしているのか知りえないので、閲覧請求があった場合になしうる、主張・立証の機会が全く与えられていない。

学校法人は、その公共的性格から、財務情報の公開は極めて重要であることから、法令の主旨に則り、ホームページで財務情報を公開しているが、学校別内訳表は公開していない。

条例と法は制度が異なるものであるとしても、もとより条例は法の範囲内にあるものである。

私立学校法で認めている手続き保障が全くなされない条例の適用に当たっては、開示は、法令の主旨に則り学校法人がホームページで公開している範囲に留めるべきものである。学校別内訳表も一部開示とする今回の決定は条例第 7 条第 3 号イに違反する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、学校法人 A（以下「本件法人」という。）の平成 25 年度から平成 28 年度までの決算書のうち、資金収支計算書、事業活動（消費）収支計算書及び貸借対照表（資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表を含む。）であり、本件法人から愛知県民文化振興課私学振興室（当時）に対し、各翌年度に提出されたものである。また、学校法人の決算書は、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年愛知県規則第 8 号）第 3 条、愛知県私立学校経常費補助金交付要綱第 5 条及び愛知県私立高等学校等就学支援金補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、毎年度提出することとなっている。

ア 学校法人の決算書について

学校法人の決算書は、愛知県私立学校経常費補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 5 号及び愛知県私立高等学校等就学支援金補助金交付要綱第 4 条第 1 項第 3 号に規定する前年度の収支計算書並びに同項第 4 号に規定する前年度末の貸借対照表及びそれに附属する明細表として提出されたものであり、その構成は次のとおりである。

なお、学校法人が作成しなければならない計算書類について定める学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）が平成 25 年 4 月 22 日に改正され、改正前の消費収支計算書及び消費収支内訳表は、名称変更されて平成 27 年度から事業活動収支計算書及び事業活動収支内訳表となっている。以下、「消費収支計算書」及び「消費収支内訳表」については、それぞれ「事業活動収支計算書」及び「事業活動収支内訳表」に含めて総称する。

(ア) 資金収支計算書及びその附属書類

資金収支計算書は、法人の諸活動に対応する全ての収入及び支出について、科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載したものであり、詳細な内訳として資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び活動区分資金収支計算書が附属している。

(イ) 事業活動収支計算書及びその附属書類

事業活動収支計算書は、収入及び支出について、科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載したものであり、詳細な内訳として事業活動収支内訳表が附属している。

なお、学校法人会計基準の改正後は、教育活動、教育活動以外の経常的な活動及びそれら以外の活動に分けて記載されている。

(ウ) 貸借対照表及びその附属書類

貸借対照表は、法人の財産について、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、科目ごとに当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載したものであり、詳細な内訳として固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表が附属している。

イ 本件行政文書の特定について

本件開示請求書の記載内容に応じて、本件法人の平成 25 年度から平成 28 年度までの決算書のうち、資金収支計算書及びその附属書類である資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びその附属書類である事業活動収支内訳表並びに貸借対照表を本件行政文書として特定した。

ウ 開示することとした部分について

本件行政文書のうち開示することとした部分は、資金収支計算書及び資金収支内訳表並びに事業活動収支計算書及び事業活動収支内訳表における大科目（学校法人会計基準に定めるものをいう。以下同じ。）名、当該科目に係る金額、補助金収入に係る小科目（同令に定めるものをい

う。以下同じ。) 名及び当該科目に係る金額並びに貸借対照表における大科目名及び当該科目に係る金額である。

(2) 本件審査請求の対象となる内容について

審査請求人は、審査請求書において、「学校別内訳表」の全部不開示を求めている。

本件行政文書には「学校別内訳表」と題する書面は存在しないものの、「学校別内訳表」とは、学校法人の法人本部、学校別及び大学における学部別といった部門別の財務状況の詳細が記載されているものと解される。本件行政文書のうち学校法人の法人本部、学校別及び大学における学部別といった部門別の財務状況の詳細が記載されているものは、資金収支計算書の附属書類である資金収支内訳表及び事業活動収支計算書の附属書類である事業活動収支内訳表であることから、これらの文書が「学校別内訳表」であると解される。

しかし、これらの書類は、資金収支計算書及び事業活動収支計算書と関連するものであることから、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表だけでなく、資金収支計算書及び事業活動収支計算書も含めて開示することとした理由について述べる。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 大科目名及び当該科目に係る金額について

(ア) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書について

資金収支計算書及び事業活動費収支計算書の小科目は、学校法人が独自にこれらの小科目を追加・細分することができ、また、これらの小科目の金額は、当該学校法人の経営方針や経営戦略を詳細に把握することが可能となるものであるのに対し、大科目名及び当該科目に係る金額は、当該学校法人の財務状況を分析することは可能であるとしても、当該学校法人が他の学校法人との競争上重点を置く支出費目等、その経営上の独自の詳細なノウハウまで明らかになるものではない。

以上のことから、資金収支計算書及び事業活動収支計算書の大科目名及び当該科目に係る金額は、公にしても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第7条第3号イに該当しない。

(イ) 資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表について

資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表には、資金収支計算書及び事業活動収支計算書の決算の額についての法人本部、学校別等といった部門別の内訳が記載されている。

審査請求人は、財務情報の公開は極めて重要であることからホームページで財務情報を公開しているが、学校別内訳表は公開していない

ため、当該学校別内訳表の法人本部、学校別及び大学における学部別の金額については不開示とすべきであると主張している。

しかしながら、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表に記載される科目は、資金収支計算書及び事業活動収支計算書に記載される科目とそれぞれ対応しており、前記(ア)で述べた資金収支計算書及び事業活動収支計算書の大科目と同様に、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表の部門別の大科目名及び当該科目に係る金額のみでは、本件法人が部門において競争上重点を置く支出費目等、その経営上の独自の詳細なノウハウまで明らかになるものであるとはいえない。また、本件法人の各部門のうちどの部門に重点を置いているかについても、大科目名及び当該科目に係る金額のみでは明らかにならない。したがって、部門別の大科目名及び当該科目に係る金額を開示することによる不利益が客観的なものであるとはいえないものである。

以上のことから、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表の大科目名及び当該科目に係る金額は、公にしても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第7条第3号イに該当しない。

イ 補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額について

資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動収支計算書及び事業活動収支内訳表における補助金収入の国及び地方公共団体からの補助金に係る小科目については、本件法人に対する公的資金による補助を示すものである。当該科目については、国及び地方公共団体の公的助成という側面からみて、他の科目に比較して強い公開の要請があり、また一定の方針、基準のもとに交付されているものであり、補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額の開示は、本件法人に不利益を与えるものであるとは認められない。

したがって、補助金収入の国及び地方公共団体からの補助金に係る小科目名及び当該科目に係る金額は、公にしても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第7条第3号イに該当しない。

ウ 私立学校法との関連について

審査請求人は、条例第18条第1号では、法令の規定に基づき閲覧することができる場合には条例の規定は適用しないと規定しており、私立学校法（昭和24年法律第270号）第47条第2項では、学校法人は「利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」と規定しているため、「閲覧請求」の場合には条例ではなく私立学校法が適用されると主張している。また、「写しの交付請求」の場合は条例が適用されるが、私立学校法で

認めている手続き保障が全くなされない条例の適用に当たっては、開示は法令の主旨にのっとり学校法人がホームページで公開している範囲にとどめるべきであると主張している。

しかしながら、私立学校法第 47 条第 2 項の規定は、私立学校と利害関係者との間における情報の公開に関する規定であり、県の行政文書についての定めではないことから、条例第 18 条第 1 号の規定の対象ではなく、知事に対して情報公開請求があった場合には条例の規定が適用されることになる。そして、私立学校法に基づく閲覧は、条例に基づく情報公開とは別の趣旨に基づいて行われるものである。条例に基づく情報公開は、条例の規定、趣旨に照らして判断されるべきであって、私立学校法の規定により判断が影響を受けるものではないと考える。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益と公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件法人に関する平成 25 年度から平成 28 年度までの決算書のうち資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表及び貸借対照表であり、本件法人から知事に提出された文書である。その構成及び内訳は、前記 3(1)ア及びイで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動収支計算書及び事業活動収支内訳表における大科目名、当該科目に係る金額、補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額並びに貸借対照表における大科目名及び当該科目に係る金額を開示することとしている。

審査請求人は、審査請求書において、「学校別内訳表」の不開示を求めている。当審査会において、本件行政文書を確認したところ、本件行政文書のうち審査請求の対象となる部分は、前記 3(2)で実施機関が説明すると

おり、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表（以下「審査請求対象文書」という。）であると認められる。審査請求対象文書のうち実施機関が開示としたのは、審査請求対象文書の大科目名及び当該科目に係る金額並びに補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額（以下「審査請求対象部分」という。）であることから、審査請求対象部分が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを以下検討する。

(3) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、審査請求対象部分が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 大科目名及び当該科目に係る金額について

(ア) 実施機関によれば、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表には、資金収支計算書及び事業活動収支計算書の決算の額についての法人本部、学校別及び大学の学部別といった部門別の内訳が記載されているとのことである。

また、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、学校法人会計基準に大科目と小科目が定められており、小科目名は学校法人が独自に追加し、又は細分することができるのに対し、大科目名は、変更できないとのことである。

当審査会において、審査請求対象文書を見分したところ、審査請求対象文書は、学校法人、高等学校等の部門別に区分され、部門別に金額が記載されていることが認められた。また、その大科目名が、学校法人会計基準に定める科目名と一致しており、記載科目ごとに金額が記載されていることが認められた。さらに、大科目及び当該科目に係る金額の内訳を小科目及び当該科目に係る金額が構成していることが認められた。

(イ) 小科目名は、学校法人が独自に追加し、又は細分することができるのに対し、大科目名は、学校法人会計基準で定める科目から追加し、又は細分することができないことから、大科目名を開示しても、本件

法人の経営上の独自のノウハウが明らかになるものではない。また、その金額のみの開示によって、本件法人の各部門の金額は明らかとなるものの、本件法人の大科目に係る部門別の金額を開示しても、本件法人が部門において競争上重点を置く支出費目等、その経営上の独自の詳細なノウハウまで明らかになるものであるとはいえない。

したがって、大科目名及び当該科目の部門別の金額を開示することによる不利益が客観的なものであるとはいえないものであることから、これらが公になったとしても、本件法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、審査請求対象文書の大科目名及び当該科目に係る金額は、条例第7条第3号イに該当しない。

ウ 補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額について

実施機関によれば、補助金収入のうち国及び地方公共団体からの補助金に係る小科目については、学校法人に対する公的資金による補助を示すものであるとのことである。

また、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件法人の経営基盤の安定を図るため、知事は、本件法人に補助金を交付しているとのことである。

補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額については、国及び地方公共団体による公的助成の金額を示すものにすぎないことから、他の収入に係る科目とは異なり、補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額の開示は、本件法人に不利益を与えるものであるとは認められない。

よって、審査請求対象文書の補助金収入に係る小科目名及び当該科目に係る金額は、条例第7条第3号イに該当しない。

エ 前記イ及びウにおいて述べたとおり、審査請求対象部分が条例第7条第3号イに該当しないことから、審査請求対象文書の全部を不開示とする理由はないため、「学校別内訳表」の全部を不開示とする理由はない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、条例第18条第1号では、法令の規定に基づき閲覧することができる場合には条例の規定は適用しないと規定しており、私立学校法第47条第2項では、学校法人は「利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」と規定しているため、「閲覧請求」の場合には条例ではなく私立学校法が適用されると主張している。また、「写しの交付請求」の場合は条例が適用されるが、私立学校法で認めている手続き保障が全くなされない条例の適用に当たっては、開示は法令の主旨にのっとり学校法人がホームペ

ージで公開している範囲にとどめるべきであると主張している。

しかしながら、実施機関が主張するとおり、私立学校法第 47 条第 2 項の規定は、私立学校と利害関係者との間における情報の公開に関する規定であり、県の行政文書についての定めではないことから、条例第 18 条第 1 号の規定の対象ではなく、知事に対して情報公開請求があった場合には条例の規定が適用されることになり、私立学校法に基づく閲覧は、条例に基づく情報公開とは別の趣旨に基づいて行われるものであると解するのが相当である。

したがって、条例に基づく情報公開は、条例の規定、趣旨に照らして判断されるべきであって、私立学校法の規定により判断が影響を受けるものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
2 . 3 . 2	諮問 (弁明書の写しを添付)
2 . 3 . 23 (第 594 回審査会)	審議
2 . 6 . 18 (第 595 回審査会)	審議
2 . 7 . 17	答申